

◆木造住宅耐震シェルター整備費補助金◆



【補助制度の主な内容】

- 補助の対象となる木造住宅（以下のいずれにも該当すること）
 - ・ 市内に存する主に居宅として使用している S56. 5. 31 以前に着工された木造住宅
 - ・ 木造住宅耐震診断の結果で判定値が 0. 4 以下と診断されたもの
 - ・ 個人が所有するもの
 - ・ 過去に耐震改修費補助金等の交付を受けていないもの
- 補助金の交付対象者（以下のいずれにも該当すること）
 - ・ 上記木造住宅に居住している者
 - ・ 障がい者又は高齢者（※）と同一世帯である者
※申請時の年度末時点で満 65 才以上の者をいう
 - ・ 常滑市のすべての市税に滞納がない者（同一世帯者も含む）
 - ・ 建物が共同所有の場合 共有者全員の同意を得た者
- 補助金額（上限 30 万円）
補助対象経費（1, 000 円未満は切り捨て）
※補助対象経費：補助対象事業（耐震シェルターの購入、運搬及び整備並びに床を補強する工事）の費用から消費税等を除いた額

▲ 注意事項 ▲

- ・ 工事の契約および着手前に申請が必要です。契約後または工事後の申請では補助金を受けることが出来ません。
- ・ 工事完了日から 30 日以内（または 2 月末日）に、完了実績報告書を提出すること。
- ・ 確定額通知日から 30 日以内（または 3 月 7 日）に、交付請求書を提出すること。
- ・ 補助対象となる耐震シェルターの台数は、住宅 1 戸当たり 1 台限りです。

手続きの流れ

申請者

市（都市計画課）

